

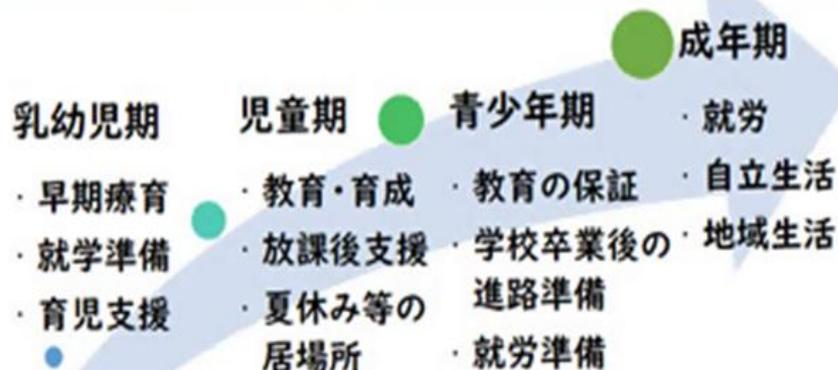
小児慢性特定疾病医療費助成事業関係 (移行期医療支援に関する情報提供)

令和7年2月13日

愛媛県難病医療連絡協議会事務局

移行期医療支援とは

継続医療の必要な患者の移行支援
 子どもの成長発達に応じた説明・支援(移行支援)により
 患者・養育者が納得して次のライフステージへ進む



同胞(きょうだい)支援・ピアカウンセリング・医療・保健・福祉・教育・就労など関係機関のネットワーク確立

病院⇒

地域医療(小児科医療+成人科医療、訪問看護等)

医療の主要

養育者

本人(代弁者:アドボケーター)

医療体制

小児期医療 ⇒

移行期医療(トランジション) ⇒

成人期医療

医療の担い手

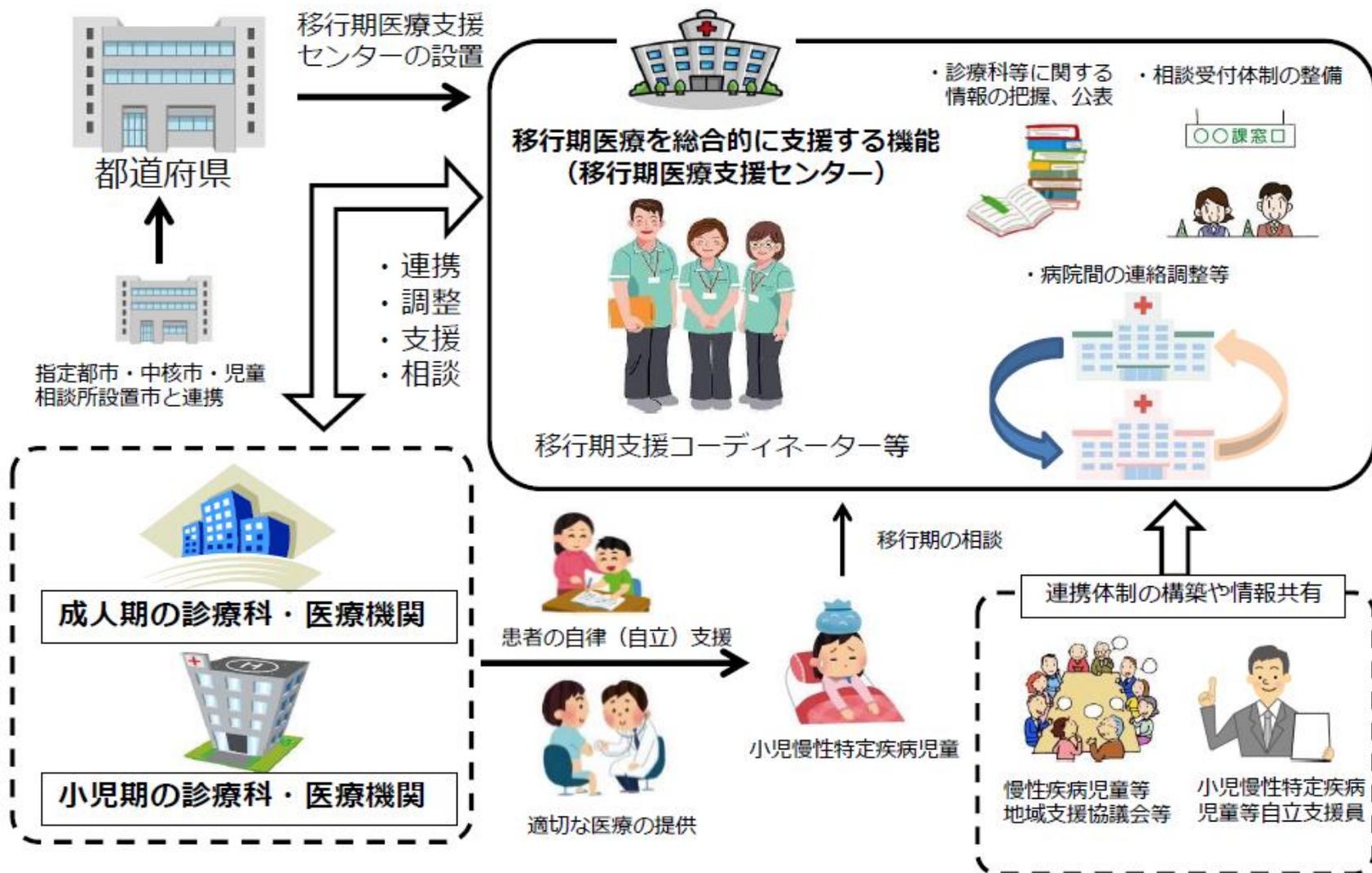
小児診療科医⇒成人診療科医へ**転科**する

小児診療科医と成人診療科医の**併診**

小児診療科で**継続**診療を行う

都道府県における移行期医療支援体制構築のイメージ

- 都道府県が設置する移行期医療支援センターに配置される移行期支援コーディネーターが、都道府県内の医療提供体制を把握し、成人移行に関する相談支援や医療機関間の連絡調整を行うことにより、小児慢性特定疾患患児等が適切な医療を受けられるよう支援を行う。



移行期医療支援センターの設置状況

(令和6年9月現在)

設置状況	都道府県数	設置場所
設置済み	10	北海道：北海道医療センター 宮城県：宮城県立こども病院 埼玉県：埼玉県立小児医療センター 千葉県：千葉大学医学部附属病院 東京都：東京都立小児総合医療センター 神奈川県：かながわ県民センター 長野県：信州大学医学部附属病院 静岡県：静岡県立こども病院 大阪府：独立行政法人大阪府立病院機構大阪 母子医療センター 兵庫県：神戸大学医学部附属病院

出典：小児期発症慢性疾患をもつ患者のための移行期支援・自立支援情報共有サイト

(<http://transition-support.jp>)

移行期医療支援の課題

- 小児期の診療科の医療機関と成人期の診療科の医療機関の連携が不足していた
- 小児慢性特定疾病の患者の診療について、成人期の医師が知識や臨床経験を積む機会が限られている
- 知的・発達障害を伴う小児慢性特定疾病の患者に対する対応が十分ではない
- 成人期は小児期と異なり複数診療科を受診する必要がある
- 関係者による連携体制の構築が十分ではない
- 移行期医療の普及啓発が十分ではない
- 本人の疾病理解が足りていない
- 親の小児医療機関への依存度が高い

愛媛県での移行期医療支援体制整備について

- 令和5年度に厚生労働省の移行期医療支援体制実態調査にモデル自治体として参画し、県内の有識者や県外のアドバイザーで構成する協議会で移行期医療支援体制について検討を行った。

<今後の方向性>

- より多くの医師や医療機関の理解を得て、成人診療科に対して移行期医療の必要性を周知するためには、地域の医療機関の院長や医師会へ普及啓発を行うことが重要
- 成人診療科の受け入れ体制や相談窓口の機能が十分ではないという意見もあることから、まずは医療機関の実態把握や医療関係者に対する普及啓発を行うため、難病診療連携地域拠点病院や難病医療協力病院等を中心に移行期医療支援について協力をお願いしたい。

令和6年度厚生労働省難病等制度推進事業：移行期医療支援体制実態調査（医療機関向け）調査概要（厚労省委託事業）

1. 調査目的

今後の難病医療提供体制を活用した移行期医療支援を検討するため、各医療機関の移行期医療支援の実態を把握する

2. 調査対象

各都道府県の「難病診療連携拠点病院」、「難病診療分野別拠点病院」、「難病医療協力病院」の地域連携室または患者センターの担当者
（愛媛県：難病医療拠点病院及び協力医療機関 56機関）

3. 内容

- ・移行期医療支援の取り組み状況
- ・移行期医療支援が必要な患者の紹介
- ・他機関との連携状況
- ・移行期医療支援における課題

※調査結果については、令和7年4月以降に厚労省委託先のPwCコンサルティング合同会社が報告書を掲載予定